

令和8年度介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスC）業務仕様書

1 目的

要支援認定者及び事業対象者（平成27年厚生労働省告示第197号に定める基準に該当する第1号被保険者）（以下「居宅要支援被保険者等」という。）のうち、訪問型サービスCによる介護予防の取り組みが必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職が、その者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な相談・指導等を実施する。終了後も自ら介護予防の取り組みを継続し、地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

2 対象者

居宅要支援被保険者等のうち、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより、事業の利用が認められた者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 退院、退所して間もない者のうち、心身状態が安定している者（概ね1か月以内）
- (2) 通所が困難でこの事業による支援の効果が見込まれる者
- (3) 半年前と比較して、機能低下がみられる者
- (4) 東広島市自立支援応援会議で利用が認められた者
- (5) 他のサービスで代用できない者

3 委託業務の履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容、業務実施専門職

業務内容は、次に挙げるものとし、1項目以上実施することとする。

業務を実施する専門職は、受注者が雇用している職員である等、指揮監督下にある者とする。

業務内容	業務実施専門職
(1) IADL、ADL動作の改善 日常生活動作の改善、住宅環境に関する指導、助言	理学療法士、作業療法士
(2) 閉じこもり予防 生活習慣の改善、社会参加の促進等に関する指導、助言	保健師、看護師
(3) 口腔機能向上 摂食、嚥下、口腔衛生等に関する指導、助言	言語聴覚士、歯科衛生士
(4) 栄養改善 主に低栄養の改善、予防のための栄養改善に関する指導、助言	管理栄養士
(5) その他 日常生活支援、社会参加等に関するもので自立支援に効果的であると認められる内容	保健師、看護師等

5 事業の実施期間、実施時間等

(実施期間)

3カ月で12回までを1期間とする。ただし、担当者会議等でサービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、更に3カ月で12回まで利用することができる。（回数は地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより決定する。）

事業の実施は、一人につき原則1回のみとする。

(実施時間)

1時間未満または1時間～1時間半未満（地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより決定する。）

6 事業において遵守する事項

(1) 守秘義務

- ア 受注者及びこの事業に従事した者が、事業の実施上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことがないように必要な措置が講じられていること。事業が終了した後又はその職を退いた後も、また同様とする。
- イ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

(2) 衛生管理等

受託者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

(3) 事故発生時の対応

- ア 受注者は、事業の実施により事故が発生したときは、市、対象者の家族、介護予防ケアマネジメントによる援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- イ 受注者は、前項の規定により事故の状況及び事故に対して講じた措置について、記録すること。
- ウ 受注者は、事業の実施において利用者に賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行うこと。

(4) 廃止・休止の届出と便宜の提供

- ア 受注者は事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の1か月前までに、訪問型サービスC事業廃止（休止）届出書を市に提出すること。
- イ 受注者は、届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該事業を利用していた者であつて当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供をおこなうこと。

7 事業実施の手順

(1) 専門職の派遣について調整

地域包括支援センター等から、専門職による事業実施依頼を受け、該当する専門職による実施が可能であるか調整を行い、地域包括支援センター等へ実施の可否について回答する。

(2) 地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等への参加

地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等へ参加し、利用者の心身状況、環境状況、支援内容、生活機能の改善の可能性を踏まえたうえでの今後の目標等について共有を図る。

(3) 契約締結、事前アセスメント

受託者は、利用者及びその家族に事業の実施について説明を行ったうえで契約を締結する。

地域包括支援センター等が作成した介護予防ケアマネジメント等の情報を参考に利用者の心身状況、生活状況、セルフケアが可能と考えられる機能等を踏まえながら、事前アセスメントを行う。

(4) 個別サービス計画の作成、対象者、家族への説明

受託者は、介護予防ケアマネジメント、事前アセスメントの内容を踏まえ「個別サービス計画」を作成し、初回事業実施時に個別サービス計画について利用者等に説明し、同意を得る。尚、同意を得た個別サービス計画の写しは地域包括支援センターに提出することとする。

(5) 居宅での指導、助言

個別サービス計画に基づき、設定した目標の達成、支援終了後の自立した生活につながるよう必要な支援、助言を実施する。利用者の心身状況、取り組み状況により、個別サービス計画の修正が必要な場合は、事前に地域包括支援センター等に相談のうえ修正を行う。毎回支援内容の記録を行い、実施月の翌月3日までに地域包括支援センター等に提出をする。

(6) 評価の実施

支援期間最終日の支援時に目標の達成状況、生活機能の変化等を評価し評価表に記録し、地域包括支援センター等に提出する。

今後必要と考えられる支援等について、地域包括支援センター等と共有し支援の方向性を検討する。

8 契約単価

委託料の単価は以下の表のとおりとする。(消費税は非課税)

提供時間	委託料
1 時間未満	8,106 円/回
1 時間以上 1 時間半未満	11,128 円/回

9 実績報告

実施月の翌月 15 日までに、3 月分は 3 月末までに、実績報告書を提出する。

10 部分払

本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。ただし、部分払金を請求しようとするときは、履行分類ごとの履行数量を記載した実績報告書の提出を行わなければならない。

履行区分	支払金額	支払種別
4 月から 2 月までの各月 履行分	当該月の実績報告分について、「8 契約単価」に定める 単価に履行数量を乗じて計算した額	部分払
3 月履行分		完了払

11 経理の明確化について

委託業務に係る経理を明らかにした関係帳簿及び実施状況についての記録やその他関係書類を常に整備し、履行期間満了の日から 5 年間保存するものとする。

利用者に関する記録については、その完結の日から起算して、5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存するものとする。

12 感染症予防について

受注者は、感染症予防に配慮したうえで事業を実施し、従事者、実施事業所事務所、利用者について、感染症等が発生した場合は、速やかに地域包括ケア推進課、地域包括支援センター等に報告すること。県や市の指示に従い、必要な措置を講ずること。

この仕様書に示す以外のその他当該事業の実施に係る詳細事項については、必要に応じて地域包括ケア推進課と別途協議の上、調整することができるものとする。